

公告方法の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

公告方法の変更に伴う関係条例の整備に関する条例

(武蔵野市公告式条例の一部改正)

第1条 武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第2条 （略） 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。	第2条 （略） 2 条例の公布は、インターネットを利用して行う。ただし、急施を要するときその他特別の事情があるときは、これに代えて、別表の掲示場に掲示して行うことができる。	項の改正

(武蔵野市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第2条 武蔵野市財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和23年1月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による文書（これを「財政事情」という。）の作成及び公表に関してはこの条例の定めるところによる。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項に規定する歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関してはこの条例の定めるところによる。	字句の改正
第3条 （略）	第3条 （略）	

2 (略) 3 市長は、必要に応じ「財政事情」の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した<u>文書を付表として添付することができる。</u>	2 (略) 3 市長は、必要に応じ「財政事情」の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した<u>付表を追加することができる。</u>	字句の改正
<u>第4条 「財政事情」の公表</u> <u>は、掲示場に掲示するの外公表の日から6カ月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。</u>	<u>第4条 「財政事情」の公表</u> <u>は、武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）の例による。この場合において、公表の日から6か月間何人も市長の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。</u>	条の改正

（武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第13条 (略) 2 (略) 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>当該処分の内容を掲示場（武蔵野市公告式条例（昭和</u>	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第13条 (略) 2 (略) 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>公示の方法をもって通知に代えることができる。</u>	字句の改正

<u>25年8月武蔵野市条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u> （退職手当の支払の差止め） 第14条 （略） 2 から 9 まで （略）	<u>4 前項の公示の方法による通知は、当該処分の内容を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を掲示場（武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場をいう。）に掲示し、又は当該処分の内容を退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過した日に、当該通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u> （退職手当の支払の差止め） 第14条 （略） 2 から 9 まで （略）	後段の削除 項の追加
---	--	--------------------------

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。 (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 (略) 2 から 4 まで (略) 5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。 6 (略)	10 前条第2項から第4項までの規定は、支払差止処分について準用する。 (退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第15条 (略) 2 から 4 まで (略) 5 第13条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。 6 (略)	字句の改正 字句の改正
---	---	---------------------------

(武蔵野市市税条例の一部改正)

第4条 武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(公示送達) 第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）</u>を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる	字句の追加

(納税証明事項) 第11条の3 <u>地方税法施行規則</u> (昭和29年総理府令第23号。 以下「<u>施行規則</u>」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	<u>状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を武蔵野市公告式条例（昭和25年8月武蔵野市条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第11条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	字句の改正 字句の改正
---	---	---------------------------

(武蔵野市立公園条例の一部改正)

第5条 武蔵野市立公園条例（昭和58年3月武蔵野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
-----	-----	----

(工作物等を保管した場合の 公示の方法) 第15条 法第27条第5項の規定 による公示は、次に掲げる方 法により行うものとする。 (1) 前条各号に掲げる事項 を、保管を始めた日から起 算して14日間、<u>規則で定め る場所に掲示すること。</u> (2) 前号の<u>規定による掲示に</u> 係る工作物等のうち特に貴重 であると市長が認めるもの については、同号に規定 する<u>掲示の期間</u>が満了して も、なお当該工作物等の所 有者、占有者その他当該工 作物等について権原を有す る者(第18条において「所 有者等」という。)の氏名 及び住所を知ることができ ないときは、当該<u>掲示の要 旨</u>を広報等に掲載するこ と。 2 (略)	(工作物等を保管した場合の 公示の方法) 第15条 法第27条第5項の規定 による公示は、次に掲げる方 法により行うものとする。 (1) 前条各号に掲げる事項 を、保管を始めた日から起 算して14日間、<u>武蔵野市公 告式条例(昭和25年8月武 蔵野市条例第19号)の例に より行うこと。</u> (2) 前号に<u>規定する方法によ り行う公示</u>に係る工作物等 のうち特に貴重であると市 長が認めるものについて は、同号に規定する期間が 満了しても、なお当該工作 物等の所有者、占有者その 他当該工作物等について権 原を有する者(第18条にお いて「所有者等」とい う。)の氏名及び住所を知 ることができないときは、 当該<u>公示の要旨</u>を広報等に 掲載すること。 2 (略)	字句の改正 字句の改正 字句の削除 字句の改正
--	--	---

(武蔵野市行政手続条例の一部改正)

第6条 武蔵野市行政手続条例(平成8年3月武蔵野市条例第5号)の一部
を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応
する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とす
る。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分につい
ては、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(聴聞の通知の方式) 第14条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名 <u>あて人となるべき者の所在が</u> <u>判明しない場合においては、</u> <u>第1項の規定による通知を、</u> <u>その者の氏名、同項第3号及</u> <u>び第4号に掲げる事項並びに</u> <u>当該行政庁が同項各号に掲げ</u> <u>る事項を記載した書面をいつ</u> <u>でもその者に交付する旨を当</u> <u>該行政庁の事務所の掲示場に</u> <u>掲示することによって行うこ</u> <u>とができる。この場合におい</u> <u>ては、掲示を始めた日から2</u> <u>週間を経過したときに、当該</u> <u>通知がその者に到達したもの</u> <u>とみなす。</u>	(聴聞の通知の方式) 第14条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名 <u>宛人となるべき者の所在が判</u> <u>明しない場合においては、第</u> <u>1項の規定による通知を、公</u> <u>示の方法</u>によって行うことが できる。 4 前項の公示の方法による通 <u>知は、不利益処分の名宛人と</u> <u>なるべき者の氏名、第1項第</u> <u>3号及び第4号に掲げる事項</u> <u>並びに当該行政庁が同項各号</u> <u>に掲げる事項を記載した書面</u> <u>をいつでもその者に交付する</u> <u>旨（以下この項において「公</u> <u>示事項」という。）を規則で</u> <u>定める方法により不特定多数</u> <u>の者が閲覧することができる</u> <u>状態に置くとともに、公示事</u> <u>項が記載された書面を当該行</u> <u>政庁の事務所の掲示場に掲示</u> <u>し、又は公示事項を当該事務</u> <u>所に設置した電子計算機の映</u>	字句の改正 字句の改正 後段の削除 項の追加

(代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2から4まで (略) (続行期日の指定) 第21条 (略) 2 (略) 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知に	<u>像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2から4まで (略) (続行期日の指定) 第21条 (略) 2 (略) 3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と	字句の改正 字句の追加 字句の追加 字句の改正 字句の削除 字句の追加 字句の削除 字句の改正
---	---	--

あつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する第14条<u>第3項後段</u>」と読み替えるものとする。	読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項及び<u>第4項並びに</u>第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と</u>、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第28条において準用する第14条<u>第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	字句の追加 字句の追加 字句の改正 字句の改正 字句の追加 字句の改正 字句の改正
--	--	--

(武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 武蔵野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月武蔵野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(公示送達) 第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、	(公示送達) 第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、	

- 4 第5条の規定による改正後の武蔵野市立公園条例の規定は、施行日以後にする公示について適用し、施行日前にした公示については、なお従前の例による。
- 5 第6条の規定による改正後の武蔵野市行政手続条例の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

条例、公示送達等の公告方法の変更に伴い、関係条例について所要の改正をするものである。